

## < パナマ・ナソ民族とテリトリー >

### 行動センターのブログから

#### 中南米の先住民族運動の動向など

ここ1年ほどにブログの方に掲載してきた記事をまとめました。

文体等統一されていない部分もありますがご容赦ください

#### < パナマ:ナソ民族とテリトリー >

パナマのナソ民族はダム開発や、牧畜業者の圧力に屈することなく、土地への権利、テリトリーへの権利の承認を求めています。

#### < グアテマラ >

治安状況の悪化とともに、再びプレゼンスを高める国軍

#### < コロンビアの先住民族運動 >

広がるコロンビアの先住民族運動、そしてまた紛争の歴史の中で新たな火種となっているオイルパーム生産の問題について

#### < ペルー:アマゾン地域の開発を巡って >

ペルーのアマゾン地域の先住民族は、政府が制定した法律が先住民族の権利を無視し、一方的な開発を押しつけるものだとして、抗議行動を展開。

#### < エクアドル >

新憲法の概要と鉱業法について

#### < ダム開発 >

中南米各国のダム開発問題と抗議行動。また CDM を通して日本との関係を考える

#### < その他 >

チリの養殖サケ問題

バイオ燃料関連など

パナマのナソ民族、またそれを支援する現地の NGO からナソ民族についての情報が随時送られてきます。これを可能な範囲で日本語で整理してお伝えしています。

#### 1. パナマ:ナソ民族が土地から排除される ( 2009/04/08 )

3月30日、パナマ西部に住むナソ民族のコミュニティ、サン・サン、サン・サンドルイ、サン・サン・ティグレにおいて警察によって、土地からの強制的な排除が行われ、17家族が家屋を破壊され、子どもを含め多くの住民が野宿を強いられている。警察は住居にいるナソ民族の住民に対して催涙ガスを利用して家から追い出し、ガナデーラ・ボカ社の所有する重機によって家屋そして教会を破壊したとのことである。

牧畜業者であるガナデーラ・ボカ社が所有権を主張して排除を要求したものと見られているが、排除を受けた住民の1人は「自分の土地で捕虜になっているようなものだ。何も犯罪など犯していないのに、私たちの土地を要求し、ナソ民族のためのテリトリー(コマルカ)の認定を要求しているだけなのに」と述べている。

この地域で活動しているパナマの環境団体である ACD は、これまでも先住民族に対する警察の不正規な介入が繰り返され、人権擁護官に告発してきたものの適切な対応は取られてきていないと指摘するとともに、先住民族に対するシステムティックな弾圧政策が展開されていると告発している。この事件についてパナマの人権擁護官事務所は4月2日に声明を発表し、今回の排除が適切な手続きを経ていないことを告発し、職権の濫用とみなしている。

しかしこうした状況に対しても、ナソ民族の若者は「家は再び建て直す。先祖代々のこの土地を離れるつもりはない」と語り、再度の排除に対抗する意思を示している。

#### 2. パナマ:先住民族とダム開発 ( 2009/02/13 )

##### ノベ民族とダム開発

2009年1月28日よりパナマを訪問している、先住民族の権利に関する国連特別報告者は1月29日、ノベ民族のコミュニティであるチャルコラ・パバを訪問。住民はチャン75ダムへの拒否を表明。人々はこのダムが集団的な権利を侵害していることを訴える。企業は、スペイン語の読み書きをしない人々に内容を説明しないままに、拇印を押すことを求めてきた。また居住する先住民族の権利を無視して、政府が先住民族コミュニティの土地、テリトリーの利用権

を企業に認可した問題などを訴えた。また人々はその文化的な生活形態を考慮しない移転政策を全面的に拒否。AES-チャンギノーラ社は人々をまるで二等市民であるかに扱い、その尊厳と権利を尊重しようとしていない。こうした協議を行わず、同意を探さない態度がノベ民族の不満を高め、更に2008年1月3日には暴力的な弾圧を引き起こした。(声明文から)

#### ・ナソ民族とダム開発

メデジン公社( Empresa Pública de Medellín )の進めるダム開発計画に脅かされるナソ民族が抵抗を続ける。ボンジック・コミュニティに住む、マルティナ・サンチェス、エステバン・トレス、アリシア・キンテロなどが、テリベ川を通過して建設用重機を通過させようとする企業の動きに抵抗。マルティナは「農地も川も通らせない。ここは、伝統的な政府を有する私たちのテリトリーなのだ」と断固抗議。エステバン・デュランは「繰り返される権利の侵害と横暴にはうんざりだ。誰がこの土地を通過していいと言ったのだ」。またレオポルド・アギラルは「先住民族が金とクシを交換していたような時代はとくに過ぎ去った。私たちはナソ民族のこの土地を、文化を、環境を守っていくという、先祖代々の使命を果たしていかなくてはならない」

### 3. 「植民地主義のもとにおかれるナソ民族」(08/09/13) (ダム開発を巡って)

残念なことに今朝は「Buenos dias」と言うことはできません。私の、ナソ民族は、今、メデジン公企業(EPM)の操業によって深刻な危機に直面しているからです。

私たちが先祖から引き継いできた土地を奪い取ろうとする、この厭わしく、恥知らずの犯罪者たちは、強引に私たちナソのテリトリーのボノ村に、重機やその他の機械設備を持ち込み、工事を継続しようとしているのです。これは非常に深刻な状況です。EPMは私たち先住民族の人権とテリトリーを侵害しているのです。強い圧力をかけて、私たちが受け継いできたものを奪い去るための歩を進めています。

その一方でこの9月9日、グアテマラのアンティグアでの水法廷において、この企業の責任者たちは、政府、ナソ民族リーダー及びそのアドバイザーと歩み寄るプロセスをとるという決定に署名をしているのです。アンティグアで、9日に署名をし、同意内容を履行することを約束しておきながら、その2日後には、その約束を反故にする行為を取っていることは許し難いことです。

しかし私たちはこの企業が行っている圧力に対して決して屈しません。私たちの権利を守るために最後まで訴えていきます。ナソ民族は、パナマ政府に対して、この企業に対して、私たちの権利と受け継いできたものをもてあそぶことを許さないということを示していきま

す。私たちが受け継いできたもの、テリトリーは、取引の対象ではないし、売り物でもありません。安い商品の取引ではなく、私たちの生活そのものなのです。

エリセオ・バルガス( Eliseo Vargas Jr /Fundación Naso )

#### 4. ナソ民族のテリトリーを求める動き

・パナマの先住民族、集団的土地所有の権利を求めて米州人権委員会に提訴(2008/10/30)

公聴会において、先住民族の代表は、パナマには人口の12%の先住民族が居住しており、5つのコマルカ(先住民族テリトリー)が認められているが、残りの民族及びコマルカ外に住む先住民族に対して集団的土地所有、コマルカが認められていない問題を訴えた。

ナソ民族の代表である、フェリックス・サンチェスは、水力発電、鉱山開発、観光にはコンセッションが必要であるが、これらが、先住民族の同意なく与えられ、開発が進められている。ノベ民族、ナソ民族などテリトリーにおいて多国籍企業に対して水力発電開発のコンセッションが与えられていること、警察が開発側のみ擁護をし、先住民族を弾圧していることなどを訴えた。

・先住民族の集団的土地所有をめぐって / 法72号に関連して

パナマではこれまでに5つのコマルカ(先住民族テリトリー)が法によって制定されている。しかしながら残りの先住民族やコマルカ外に住む先住民族に対して、集団的土地所有あるいはコマルカが認められていないことが問題とされてきていた。人口3000人から4000人といわれるナソ民族は1973年から独自のコマルカの制定を求めてきている。こうした中で、先住民族の集団的土地所有に関する手続きを定めた法第72号が施行された。この法は、コマルカという先住民族テリトリー外に居住する先住民族に対して集団的土地所有を認め、そのための手続きを定めたものである。

しかしこの中でナソ民族のテリトリーについて協議もなく定めたことが問題となっている。

12月12日付けのナソ民族の声明文は次のように伝えている。

「この法律は、私たち民族の伝統的かつ真正な法的原則を踏みにじるものであり、政府が尊重しなくてはならないはずの、私たちの引き継いできた権利を無視し、侵害し、ナソ民族の伝来のテリトリーを奪うものである」

・2009年2月6日、ナソ民族は新たに制定された法第72号第17条がナソ民族のテリトリーの権利を侵害しているとして、違憲審査を求めて提訴。

## < グアテマラ >

### 1. グアテマラ:先住民族の権利法制定への取り組み(2009.4.02)

「先住民族の権利に関する一般法」制定への取り組み

グアテマラの農民、先住民族組織であるCONICと人権組織CALDH(人権法的アクションセンター)、Moloj(マヤ女性政治アソシエーション)によって現在、「先住民族の権利に関する一般法」制定への動きが進みつつあります。

この法律は、個人的な権利、集団的権利の主体として先住民族の権利の尊重と保障、先住民族の権利を保障する上での国家の責任などを定めるものとなっています。上記の組織などでは今後議会に働きかけるとともに、フォーラムなどを開いて世論に呼びかけていくとのことでした。

法案では、多様性の尊重、調和と均衡、排除と差別の根絶、政治参加の促進、独自の開発について決定する権利、土地・テリトリー・自然資源への権利の尊重、文化・哲学の歴史的な発展の尊重、ジェンダー間の平等などを取り上げている。

### 2. 4月8日のグアテマラ勉強会から石川智子さんの報告まとめ(2009.05.02)

内戦が終わって、和平協定が締結され、軍が縮小され、プレゼンスも弱まり、ほっと一息ついたかとおもったら、一般犯罪が増えてきて、どこから手が出てきているのかわからない。気味の悪い状況にあります。

今年の2月には、日本からも緊急行動を行いました。モホ・マヤス(マヤの若者組織)の二人が殺される事件も起きました。...鉱山開発に反対する活動をしてきたことが関係があるのではないかと見られています。しかしこういう問題が起きて、司法機関がしっかりした調査を行わないので、いつも真相が究明されることはなく、わからないままです。国の司法機関が調査を行わないのです。

2004年ぐらいから各地で鉱山開発、ダム開発を巡って、企業や国の機関との衝突がたくさん起きています。先住民族組織やコミュニティなどによる反対運動はテロリスト扱いされ、軍によって鎮圧することが当たり前のように行われています。

コナビグアのリーダーなどとも話をしたのですが、グアテマラの人権状況が悪化していることに危機感を持っています。活動する人たちが恐怖感を持っていて、なかなか外に出て、動けなくなりつつあります。特に若い女性の場合だと、性的な暴行を受ける危険があり、組織の活動に参加するのが難しくなっています。(まとめ・青西)

### 3. 悪化する治安状況を前に、再び広がりつつある軍の影(2008.3.3)

36年間にわたる内戦の中で、政府軍による大規模な虐殺が繰り返されたグアテマラでは、1996年の内戦終結に際して締結された和平協定において、軍の役割は国境防衛に限定されたはずであった。しかし軍の兵員数削減の一方で、2006年より開始された警察支援という名目での軍による治安維持活動は、麻薬組織など組織犯罪の広がりや、文民警察の限界、汚職や腐敗を前に足場を固めつつある。

2月16日付けの現地のプレンス・リブレ紙の記事によると、軍に対して国内362の街区や村などから治安維持のための出動要請があげられているという。さらには軍による激しい弾圧にさらされたグアテマラ北部、キチエ県イシル地域でも駐屯地が再開されるという。

一方、2004年まで派遣されていた国連グアテマラ和平検証団の最後の代表であったトム・コニックスは、今年2月8日にグアテマラを訪問した際のインタビューにおいて、こうした軍の展開に懸念を表明している。コニックスは1996年に締結された和平協定の最も重要な成果の一つとして、民主的な社会における軍の機能が定められ、その人員が半分に削減されたことに言及する一方で、現状のグアテマラにおける治安の問題、脆弱な文民警察の問題を指摘している。しかし治安の悪化の中で、軍が市民社会を守るとして、道路に展開することの危険性を指摘し、必要な数の文民警察を育成し、配置することの必要性を訴えている。

こうした中、警察と軍の参加によって行われた農民排除における過剰な暴力に対する反発も強まっている。アルタ・ベラパス県では、2月11日、不法占拠とされた農民が、警察に加えて100名余りの軍部隊に弾圧され、1名の死者が出る事件が起きている。これに対してグアテマラの農民組織は「グアテマラ軍は国境を防衛するかわりに、権利を要求する先住民族のコミュニティを弾圧している...和平協定によって民主社会における軍の役割は国家主権を守ることに限定されたはずであるにもかかわらず、内戦期のように再び弾圧を行っている。それも今は農園主と寡頭支配層を擁護するためにだ」と告発している。

1月末にもベテン県のラゲーナ・デル・ティグレ国立公園に侵入しているとされたコミュニティが弾圧を受け、軍のヘリコプターなどからも銃撃される事件がおきている。人権団体は軍の命令に従わなかったとして射殺された者もいると告発している。

今年度には軍事予算の増加、増員なども既に計画されており、麻薬対策の名目で軍による人権侵害が広がらないよう国際社会の目が必要とされている。(2009/2/19 青西靖夫)

#### 4. ラグーナ・デル・ティグレ国立公園における農民と警察及び軍の衝突 (2009.2.13)

1月26日、ペテン県のラグーナ・デル・ティグレ国立公園において、警察及び軍と農民との衝突が起き、2名が死亡し、40名以上が逮捕されるという事件が起こった。

ペテン県の県知事は、農民によって拘束されていた国家自然保護区審議会 (CONAP) の保護管の解放のためであったと今回の介入を正当化し、「農民の大半は武装し、450ヘクタール余りの森林を破壊しての農園設置を請け負っていた」、「逮捕された40名のうち25名は土地分配を受けたにもかかわらずその土地を売却して、土地への侵入を続けている」と語っているとのことである。

一方、農民組織は声明文において次のように告発している。

1990年に設置されたラグーナ・デル・ティグレ国立公園に存在する37コミュニティの一つであるエル・ベルヘリトは、1月20日に焼き払われ、160家族が家を失った。翌21日、この損害に対する補償とこの地域の問題を根本的に解決するための対話を求め、この放火に関与したCONAPの2名の保護管を拘束。しかし対話は拒否され、26日朝6時、担当判事の命令もないままに、ヘリコプターや装甲車が進入し、発砲し始めた。明らかに過剰な武力の行使である。こうした軍事的介入によって、ロベルト・ディアスとフェルミン・ガルシアが死亡した。

農民組織は、農民を麻薬密売組織や犯罪者呼ばわりすること、武装していたといった指摘を拒否し、15年以上にわたってこの地に住んでいると明言。一方「保護区」というが、メキシコの伐採業者が、当局と結託して希少な木材を伐採し、考古学的遺品を略奪し、また石油企業が開発を進めていることを指摘。「トウモロコシを作っている農民がなぜ<保護されている>という土地から追われ、迫害されなくてはならないのか」、国家の最大の責任は「国民を守ることではないのか」と問いかけている。

ペテン県小教区ではカトリック教会はこの事件について次のような声明を発表している。「社会司僕会と人権擁護事務所では昨年対話テーブルの設置を助け、政府関係機関と保護区内にあるコミュニティとの対話を促してきた。しかし政府側は対話の意思を見せてこなかった...保護区内に定着した住民を、麻薬密売やテロリズム、誘拐者、不法侵入者と一概に決めつけ、無差別な弾圧を正当化することは許されない。これは過去の弾圧政策の論理となんら変わるものはない...政府自体が組織的暴力に対抗する力がないことを認めつつ、貧困な農民家族に向かっては暴力を発動するのである。ヘリコプターや装甲車を動員し、警察や軍が人々に銃口を向け、商店を略奪し、家々を焼き払い、人々を殺害する。このような行為はいかなる理由を持っても正当化することはできない。」

#### < コロンビア先住民族運動 >

##### 1:カウカ県ピエンダモの衝突 (2008.10.25)

コロンビア南西部のカウカ県、ピエンダモを出発した先住民族の大規模なデモ隊は2万人近くにふくれあがり、10月25日にコロンビア第2の都市、カリに到着する予定である。先住民族組織の運動に対し、「テロリストが浸透している」として、否定的なコメントを行ってきたウリベ大統領は、遂に対話を受け入れることを表明。26日、カリにて先住民族組織の代表と対談を行う予定である。

コロンビア各地の先住民族組織は10月12日、コロンプスのアメリカ大陸「発見」の日にあわせて大規模な運動を展開。先住民族組織は、コロンビアの102の民族のうち18民族が消滅の危機にあること、先住民族に対する暗殺事件が頻発し、今年だけで57人、ここ6年間で1240人が殺害されていること、40万人の土地を持たぬ先住民族がいること、これまでの政府との合意事項が履行されていないこと、自由貿易協定への反対、さらには先住民族の権利要求の声が犯罪扱いされ、「テロリスト」扱いされる問題などを取り上げていた。

カウカ県のピエンダモでは、先住民族組織側はパン・アメリカン・ハイウェイを封鎖。これに対して政府の治安部隊が14日から15日にかけて暴力的な弾圧を行い、1人が死亡、銃撃によるものを含め100人以上の負傷者がでる事態となった。大統領はこの衝突に対して「テロリストが浸透しているのだ」と非難し、負傷した警察官の人権を訴えていた。しかし政府側は実弾は使用していないと説明していたものの、CNNによって警官が銃撃を加えているビデオ映像が公開された後、大統領は警察側が銃撃を加えた事実を正式に認めた。しかし今回の一連の抗議行動の中で、これまでに少なくとも4人の先住民族が死亡しているが、政府側は銃撃との関係、またその責任を否定している。

コロンビアでは、様々な社会運動が「テロリスト」あるいは「ゲリラ」との烙印を押され、弾圧の対象となってきたことに抗議の声が広がっており、先住民族組織も対話事項の一つとして基本的な人権の尊重と、こうした非難への償いを要求している。

##### 2:なぜ立ち上がっているのか先住民族組織の声 (2008.10.19)

混乱ばかりを伝えるのではなく、なぜ自分たちが立ち上がっているのか、を伝えていく必

要があります。まず、私たちは何度となく主張してきたことですが、コロンビアでは、虐殺、そして民族虐殺が進みつつあるのです。内戦や(麻薬対策という名目の)農薬空中散布、医薬品・食料品の遮断、先住民族の追放などによって、現在、18の民族が、既に500人の人口を下回り、絶滅の危機にあります。コロンビア政府が、憲法に定められているところも守らず、これらの民族虐殺を止めるために適切な対応をとらない中で、この状況は国内的にも国際的にも憂慮されます。また生命のために、先住民族だけではなく、内戦で脅かされている全ての国民のために運動を行っているのです。

先住民族の権利が、石油開発や鉱山開発などの多国籍企業の活動によって脅かされているということもあります。更に先住民族への協議という権利を侵害し、生存を脅かしているのです。また先住民族の権利を侵害するような関連法が制定されつつあります。農村開発法や森林法が自由貿易を進めるために、制定されつつあるのです。これらの法を破棄し、先住民族との協議を進め、これまで先住民族が確立してきた権利が再び侵害されないことを保証すべきなのです。40万人以上の土地を持たぬ先住民族の問題に対して、政府の真摯な対応を求めています。また危機にある18民族の存続を確実にする計画の策定とそのための予算措置、平和が必要です。

政府とまたすべての武装集団に対して、政治的な解決の道をとることを要求します。武力紛争が民族の消滅、コミュニティの消滅をひきおこしているのです。

先住民族運動を犯罪化を拒否します。私たちが自分たちの運動を展開するたびに、政府はゲリラが浸透しているといい、犯罪者だとみなそうとします。しかし私たち、先住民族組織は、当初から武装グループを拒絶し、武力紛争に対して、独立した立場をとってきました。私たちはいかなる形の戦争にも同意していません。

しかし人々が平和を求めている時、政府は力で蹴散らそうとするのです。力では問題を解決できません。人々を追い払うことはできるかもしれませんが、問題は解決できないのです。ウリベ政権下の6年間で1240人の先住民族が暗殺されています。政府の報告が99人とか言うのは大きな間違いです。2003年のカンコアモの虐殺だけでも153人の命が失われています。今年だけでも57人の先住民族が暗殺され、カウカでは最近一ヶ月で20人、1週間で7人の先住民族が暗殺されています。しかし私たちがこうした弾圧に反対する運動を展開すると、更なる弾圧で答えてくるのです。

これ以上の犠牲者がでないことを願うとともに、政府が私たちの要求に対応することを求めます。」(抄訳)

### 3: 「開発」の障害とみなされるコロンビア先住民族(2008.11.04)

この10月に発生したコロンビア先住民族と治安部隊の衝突の舞台となったラ・マリアにおいて、11月2日、アルバロ・ウリベ大統領と先住民族の集会が実現した。今回のラ・マリアでの集会には4千人もの先住民族が参加したが、提案に対して明確な回答がなかったとして、先住民族組織は運動を続けていく方針を明らかにしている。

先住民族側は、人権の尊重、先住民族テリトリーの非武装化、国連の先住民族の権利宣言の採択、先住民族の権利を脅かす森林法や農村開発法などの廃止及びこれまでの合意事項の履行などを求めている。しかしこうした要求に対するウリベ大統領の提案は重要な部分で先住民族の要求を省みないものとなっている。

中南米諸国で唯一、国連における先住民族の権利宣言の採択を棄権したコロンビアが、留保をつけつつもこの宣言を受け入れる方針を示したことは重要な成果であるといえる。しかし先住民族にとって重要な事項である事前協議について、ウリベ大統領は協議は構わないが、それによる遅延も拒否も認めないと明言している。更に「多くの公共事業は先住民族コミュニティも必要としているものであり、環境にも配慮して適切に行っていくが、発展のための事業を失敗させることはできない」と語っている。

今回の対話の中で、政府側は生産プロジェクトの推進から回答を開始したことをはじめとして、先住民族のテリトリーへの権利を侵害するとして廃止を求められている農村開発法についても言及することはなく、「発展」のあり方自体が問われている中で、政府側と先住民族が非常にかけ離れたところにいることが浮き彫りにされた。

先住民族組織はこの集会の後、声明文で、次のように伝えている。「私たちの闘争は平和的な社会的抵抗であり、私たちに命とアイデンティティーを与えてくれるテリトリー、母なる大地を守るために徐々に歩みを進めている。しかしそのために私たちは、国の経済開発の障害だとみなされている…私たちの組織と要求は犯罪とみなされ、私たちは消えゆく運命にさらされている。今、私たちを開発の障害とみなす論理は、かつて私たちが害獣のように扱ってきた論理と同じものである。」

### 4: 11月24日、一ヶ月半に及んだコロンビアの先住民族の運動、ミンガは休止した。

伝統的な共同作業を意味する「ミンガ」の名の下に、コロンビアの先住民族は共通の目的を持って歩き続け、訴え続けた。今回のミンガでは自由貿易への拒否、テロの中止と人権の尊重、土地からの排除を進めるような政策の中止、これまでの合意の履行、そして民衆そして民

族を尊重した国作りのための計画を生み出すことを目的としていた。

そしてこのミンガの中で、国内の様々な人々が、歩きながら対話を進め、共通の理解と未来への方向性を生み出してきたのである。

「...歩みを進める中で、景色は心を奮い立たせ、私たち民族の声を一つにし、考えを研ぎ澄まし、全ての人々のための国という夢に命を与えてきた。...ミンガは言葉と思いを満たして、そして高い尊厳を持ってそれぞれの土地を回ってきた。目を見つめ合い、手を取り、怯えを打ち破り、他者への思いを認めることが可能であることを示すために、専横と権威主義そして人権侵害をはねつけるために、違いを認め合い、夢と声を一つにしてきた。歩みは精神を生き返らせ、人々は権利を取り戻し、道を開いた」

「男も女も、すべての土地の人々が、知識を奪われ、文化を奪われ、そして母なる大地を奪われることを拒否している。またこの歩みは、国家による暴力の被害者の声も伴ってきた。その中には母なる大地の解放のプロセスにその命を捧げた先住民族の警護者も含まれている...」

「ミンガは、現在の政府が人々のものではないことを、その経済政策がコロンビア人の犠牲の上に多国籍資本を優遇するものであることを、ここにあらためて確認する。政府は憲法に定められた原則に取り組むこともないままに、権利を要求する人々をテロリストと名指しし、マスメディアを使って人々の声を封じ、嘘と脅迫によって世論をそらしてきたのである。」

「コロンビア民衆のために権利の保障を要求するという役割が私たちにあることを自覚し、また真に民主的な国家の構築を関わっていくことを約束しながら、私たちの土地へ、住まいへと戻っていかう。私たちが言葉を交わしながら歩き続けることを可能としてくれた人々や組織への思いと喜びとともに。」

「ミンガは間違いなく続いていく。国が必要としている構造的な変化は、自由とアイデンティティーの尊重を願う人々が共に、組織して動くことによってのみ可能なのだ。」

## 5.持続可能なオイル・パームとコロンビアの農民リーダー暗殺(2008.10.21)

10月14日、コロンビアのクルバラドの農民リーダーであるバルベルト・オヨリベラ(WALBERTO HOYOS RIVAS)が、パラ・ミリタリーに暗殺された。オヨリベラはバホ・アトラト地方において、パラ・ミリタリーによって、オイル・パーム拡大のために共有地が略取されている事実を明らかにしていた。またオヨリベラは、パラ・ミリタリーによる2005年の別の農民

リーダー殺害の証人でもあり、昨年も襲われており、今回の事件は、オヨリベラが米州人権裁判所の暫定処置により、内務・法務省当局による保護下におかれている中で起きた事件である。

コロンビアのカトリック教会の正義と平和協議会の声明は「パームの植栽と粗放的牧畜が広がる中で、犯罪が続いている。唯一進まないのはクルバラドで引き起こされた犯罪の調査だけなのだ。その一方で犯罪組織と企業は全ての違法行為を省みることなく、活動を続けている」と告発している。

こうした中で、この10月16日、17日にかけて、コロンビアで「持続可能なオイル・パームのためのラウンド・テーブル(RSPO)」が開催された。正義と平和協議会のヘンリ・ラミレスは「この会議の開催は、生産国のコミュニティの現状について知らないことが多い世論に対して、混乱したメッセージを送ることになる。例えばコロンビアのクルバラドでは、オイル・パーム生産によって、アフリカ系コロンビア人の共有地が暴力的に略奪されている。また13の企業がパラミリタリーと結びついているのだ。(昨日のオヨリベラの死で)これまでに140の犯罪が引き起こされ、13の強制排除がなされたのである」と語っている。[2]

この「持続可能なオイル・パームのためのラウンド・テーブル(RSPO)」は「持続的な」オイル・パームの生産と利用を促進するために、国際的な自然保護団体であるWWF(世界自然保護基金)の積極的な関与の元に2004年に組織されたものであり、現在256の団体が正式に参加している。うち20団体がNGO、残りが生産者他、業界団体であり、日本の商社、企業なども複数参加している。今回、このRSPOの会議がはじめてラテン・アメリカで開催されることとなったが、数多くの環境団体がRSPOは、アグロ燃料生産に対する社会的な反発とネガティブな報道の前に、「グリーン・ウォッシュ」、見かけを取り繕うものに過ぎないとみなし、反対の声明を発表している。

## 6.コロンビア:憲法裁判所が先住民族への協議の必要を認定(2009.4.16)

コロンビアの憲法裁判所は3月18日、昨年10月に行われた全国規模の先住民族運動、MINGA(先住民族の共同運動)が廃止を要求していた「農村開発法」に対し、違憲の判決を下した。先住民族はこの法律は「大農園への土地集中を可能とし、先住民族の土地を奪うものである」として反対してきた。

憲法裁判所は判決 C-175/09 において、「農村開発法」(法第 1152 号)の制定にあたり、先住民及びアフリカ系民族のコミュニティに対して行うべき事前の協議を行わなかったことが憲法に違反していると判断し、この法律は執行できないという判決を下した。

コロンビアが批准している国際労働機関の第169号条約の第6条に定められている、先住民に直接影響する立法に際して先住民に対して行われるべき協議が、「誠実」という原則をはずれていたと判断したのである。

大農園への土地集中を可能とし、先住民の土地を奪うものであるとして、この法律に反対してきた先住民組織は、今回の判決を大きな一歩と評価している。更に「民衆のための国を作るためには、剥奪のための法律、自由貿易協定、どん欲な多国籍企業を基盤とする開発モデルを打ち倒さなくてはならない。そして私たちにそれが示されたのである」、「グローバリゼーションの鎖で自らを縛り上げ、私たちのプロセスや豊かさを引き渡す時代ではない、私たちは鎖を断ち切り、解放される時なのだ」と述べている。

## 7. 気候正義とローカルなオータナティブの再評価を訴える -

### コロンビアの環境活動家、イレーネ・ベレス(Irene Vélez)さんと語る(2009.3.12 インタビュー)

南米コロンビアから FoE Japan の招きで「途上国における温暖化対策～責任ある支援とは？」というテーマのシンポジウムに参加するために来日したイレーネ・ベレスさんからコロンビアの状況について話を聞きました。

イレーネさんはコロンビアの CENSAT-Agua Viva という環境 NGO に所属し、現在「気候正義:フスティーシア・クリマティカ」というキャンペーンを担当しています。今回はこの気候正義というキャンペーンに加えて、コロンビアの先住民の動向やアグロ燃料政策についても話を聞きました。

### Q:コロンビアの先住民運動の動向について教えてもらえますか？

昨年10月の蜂起、ミンガ(先住民の共同運動)は非常に重要で、また象徴的なものでした。社会に先住民のニーズに目を開いてもらうだけでなく、他の分野で活動する社会運動とつながっていく重要な機会となりました。この運動はコロンビアのカウカ地方の先住民から始まり、他の地域の先住民組織に広がっていきました。そして今年、10月12日、コロンブスのアメリカ大陸「発見」の日、大陸レベルでのミンガが計画されています。ブラジルで開催されていた世界社会フォーラムでもこの方針が確認されています。

こうした環境団体と先住民組織の連携の一環として、気候正義の構築に取り組んでいます。気候的な不正義が私たちに影響を与えています。特に貧困層、マージナルな層が気候変動の被害者となっているのです。そこに環境運動と先住民運動を結びつける可能性があります。世界社会フォーラムの先住民宣言も、気候正義の追求を目標として掲げています。

まず3月18日、19日にはコロンビアのボパヤンでポリビアやエクアドル、コロンビアなどのアンデス地域の先住民を招いて、気候正義のための計画を作成する予定です。そのあとペルーにおいても先住民組織の集まりがあります。こうした集まりを通じて、様々な社会運動を結びつけ、10月12日に向けて、母なる大地を守るための世界的な動きを作っていきたいと考えています。

### Q:気候変動対策の一つとしてもはやされているオイルパーム生産はコロンビアではどのような影響を引き起こしているのですか？

オイルパームはパナマから続くチョコ地方からカウカ、ナリーニョへと積極的に拡大が進められています。これらの地域は熱帯雨林地域で、アフリカ系民族が多く居住する地域です。しかし問題は非常に複雑で、国内における暴力の問題と深く結びついています。背後には軍事的な目的もあります。この地域には強力なパラ・ミリタリーの存在がありますし、地政的なコントロールという目的もあります。麻薬組織にとっても海への出口を確保するという点で重要な位置にあります。こうしたことから、オイルパームの拡大に伴い、この地域では暴力が広がり、同時に大量の国内避難民が生み出されるという問題があるのです。チョコ地方からは大都市であるカリに多くの避難民が流出しています。

違法な暴力的なプロセスに加えて、合法的な手段を通じてオイルパーム生産は拡大されつつあります。気候変動対策ということで、アグロ燃料生産に政府から植林インセンティブの補助金が出され、またバイオ・ディーゼルの混合を義務化する法律も定められました。

パラ・ミリタリーとの和平協定以来のこうした動きが進められています。武装解除に応じたパラ・ミリタリーに対して土地へのアクセスが認められましたが、そうした土地は、もともとパラ・ミリタリーが既に押さえていた土地なのです。暴力によって既に人々が逃げ出し、残った人々も恐怖の中で口を開くことはありません。こうした土地でオイルパームが生産され、この取引はパラ・ミリタリーによってコントロールされているのです。この地域では人権の問題が、環境への権利と深く結びついているのです。

この地域の人々はオイルパーム生産に追われているだけではなく、今、気候変動によると

思われる洪水にも苦しめられています。人々は気候変動によって2重に苦しめられているのです。

#### Q:国内避難民(デスブラサードス)の問題は？

これはコロンビアでも最も難しい課題だと思えます。領域の支配と資源の管理をめぐる国内外の様々な思惑、利害から生み出されたものと言えるでしょう。人権問題であり、パラ・ミリタリーとゲリラ双方による暴力の問題であり、領域の支配の問題でもあります。鉱業やアグロ燃料生産、麻薬の生産と輸送など、様々な利害を背景に人々が排除されているのです。

こうした避難民は増加を続けており、大きな社会問題となっています。避難民は町に流れ込み続けています。政府の支援は当初の3ヶ月間のみで不十分なものです。一部の住居を提供し、食糧を援助し、月に120ドルほどの補助金を提供するだけです。しかし3ヶ月が過ぎると、無防備なまま町に投げ出されるのです。こうした状況下で暴力も増加しています。それでも少数の人は仕事を得ることができますが、それも非常に不安定な状況です。多くの避難民が街角で飴を売るといったインフォーマル・セクターに流れ込んでいるのです。

こうした事態が出身地での土地を巡る利害によって引き起こされています。

#### Q:どれぐらいの人数の国内避難民がいるのですか？

政府は昨年、約2百万人の避難民がいるという報告を出しています。しかし CODHES という人権団体の報告は4百万人という数字を示しています。しかしこの数字は大都市への流入数だけで、地方の中小都市にどの程度流入しているのかという正確な数字はありません。この問題は公式数字が示しているよりもっと大きな問題なのです。

#### Q:避難民としての登録は？

避難民は、政府に報告することとなっています。しかし誰がちゃんと報告するか、できるかという問題があります。多くの人々が脅迫を受けて土地を離れているのです。ですから報告をすれば再び自分を危険に晒すこととなります。ですから、多くの人たちが報告をしません。また報告するにしても、どこから来たのか、ということが問題になります。内戦中にあるとされた地域からの避難民だけが正式に認められます。しかし政府がパラ・ミリタリーと和平協定を結んで以来、パラ・ミリタリーの支配地域は法的には「平和」だ、ということにされています。そこで、こうした地域からの避難民は、避難民としては認められないのです。

更に、避難民に対して明確な情報の提供が行われていないという問題もあります。町のバス・ターミナルに到着して、そこからどこに行ってもいいかわからないのです。運よく関係機関の人と出会うことがなければ、そのまま忘れ去られてしまうのです。

このような登録がなされないと、避難民の子どもたちは教育を受ける機会を奪われたままとなります。また学校側が違う環境で育ってきた避難民の子どもたちを差別し、学校に受け入れないということもあります。

#### Q:元の地域に戻ることはできませんか？

まだ地域に戻る状況にはありません。政府はそうした状況が回復されてきているといい、昨年15家族が帰還しました。しかしこれは宣伝にすぎません。何百万人という中で15家族というのはどうやって選ばれたのでしょうか。元パラ・ミリタリーだと考えた方がいいでしょう。また政府のファミリア・グアルダボスケというプログラムもありますが、実際にはオイルパーム農園のガードマンに過ぎないというようなプログラムもあります。

#### Q:パラ・ミリタリーが土地を得ているのですか？

パラ・ミリタリーは、市民社会に再統合されるということで、現在は一般の市民として土地を得ることはできます。しかし現在のオイルパームへの補助金などを背景に、大地主＝元パラ・ミリタリーが土地を得るといった動きが進んでいます。リオ・ミラ地域では例えば、パラ・ミリタリーがコミュニティに土地を売るように要求するというケースがありました。コミュニティの人にとっては、聞かなければ殺害されるわけで、土地を渡しています。こうして大地主は以前よりも大きな土地を所有しています。法的には彼の土地ですが、その背後に暴力的な土地からの排斥が存在しているのです。

あるいは一企業が、(元)パラ・ミリタリーを伴って土地の購入交渉にやってくるのです。今は農園のガードマンだとしても、コミュニティの人たちはそれが誰だか知っています。ですから、命を危険にさらしていることがわかっていて土地を引き渡すのです。

#### Q:シンポジウムの中で「土地の解放が必要だ」と発言されていましたが、どのようなことを考えているのですか？

これは先住民族やアフリカ系民族とともに取り組みつつある課題です。環境紛争や、社会紛争の多くは、資源の悪質なコントロールに起因しています。こうした流れに対抗するには、自

然資源だけではなく、文化、伝統的な財産などを含む「土地の解放」を求める必要があると考えています。土地、テリトリーそしてそこに生きる人々を含む、土地を解放することです。資本主義の欲望をこのテリトリーから排除し、人間が再び存在できるようにすることが必要です。コミュニティにおける「良き生き方 = Buen Vivir」の実現は、土地が資本主義の欲望から解放されてはじめて実現できるのです。

#### Q:日本の市民社会へのメッセージをお願いします

北の国々がこれまでのような大量消費型の社会を続けている限り、社会が変わることは難しいでしょう。南の国々は環境正義も社会正義も実現することはできず、持続的な社会を実現することは南の国々にとっても北の国々にとっても不可能でしょう。生産と消費という現行のシステムを変えなければなりません。鉱物や石油の開発を止めなくてはなりません。地下資源の開発が続く限り、これまで支配され、排除されてきた人たちが、排除され続けることは変わらないでしょう。

オータナティブを考えるときには、新しいものを考えるのではなく、これまでに生み出されてきたものを振り返ることが重要でしょう。何世紀にもわたって、持続的な資源の管理を実現し、平和と尊厳を維持してきた、先住民族や農民のコミュニティの経験が存在するのです。これまでの生き方を振り返ることの中に、危機に対処するオータナティブは存在するのです。こうしたローカルなオータナティブを支援していくことが重要です。

環境紛争や社会紛争を考える時には構造的な問題、歴史的な不平等や現在の不平等の根本的な原因に目を向けるとともに、持続的な社会のためには、消費を減らし、ローカルなオータナティブを認めていくことが必要です。以上開発と権利のための行動センターのブログよりの抜粋

#### 7. 終わりに

コロンビアには足を踏み込んだこともなく、積極的に動きを見てこなかったのですが、昨年のカウカ地方での先住民族運動とそれに対する弾圧の報道に触れて、行動センターでも人権尊重を求める声明文を発表するという形で動くことができました。知らない地域の話であり、直接面識のあるグループなどでもないのですが、グアテマラで行ってきた活動を通して、他人事ではなく感じるとともに、「何か動くべきじゃないか」と思ったのです。こうして少しずつ「他人事」を減らしていくことができるのかもしれませんが。

#### <ペルー:アマゾン地域の開発を巡って>

##### 1. 2008年8月 アマゾン地域の一方的な開発に歯止め(2008.8.23)

8月20日、アマゾン地域における民間企業の投資促進を狙った法律に反対して抗議行動を展開していたアマゾン地域の先住民族組織は、法1015と法1073を廃止することで議会と合意に達し、実力行使を停止。その後22日に議会で廃止を定めた環境委員会の報告が採択された。これに対して大統領は「歴史的な過ち」であり、コミュニティを貧困の中にとめおくことになることと非難しているとのこと。

##### 2.2009年ペルー・アマゾン地域で続く先住民族の抗議行動(2009.5.29)

4月9日以来、ペルーのアマゾン地域では先住民族による抗議行動が続いている。昨年8月にもアマゾン地域の先住民族は大規模な抗議行動を展開し、その結果、国会は先住民族の生活を脅かす恐れのある複数の法律の廃止や見直しを約束した。しかし現在に至ってもそれが履行されないことに対して、広範な抵抗運動を再開したのである。

抗議行動が続く中で、政府は5月9日、ロレート県、アマゾナス県などに非常事態宣言を発令、これに対してペルー・アマゾン地域の先住民族組織の連合体である AIDSESEP のリーダー、アルベルト・ピサング氏は「政府の挑発だ」と反発、更に数日後には「先住民族反乱」を宣言。ピサング氏は16日には「反乱」という言葉を取り下げるが、ガルシア大統領は「アマゾンの土地はすべてのペルー人のものであり、石油やガス、木材などは一部の市民に属するものではない」と対抗的な発言を行うとともに、警察への協力という名目で軍の動員を決定するなど、暴力的な衝突も懸念される。

AIDSESEP は、法1020、1064など6つの法が先住民族の集団的権利を脅かすものであるとして廃止を求めるとともに、先住民族の権利に影響を及ぼす可能性のある法律の制定プロセスにおける事前協議を定めた法律の制定、先住民族の権利について定めたILO（国際労働機関）第169号条約と国連総会で採択された「先住民族の権利宣言」の履行、先住民族の集団的権利の承認と不可侵なテリトリーの原則を取り入れた憲法改正を要求している。

ペルーが批准しているILO第169号条約では先住民族に影響を及ぼす可能性のある法律の制定に際して先住民族との協議を定めているにもかかわらず、今回問題となっている法律は条約の規定を履行していない。(09/05/17)

## <エクアドル・新憲法と鉱業法>

エクアドルについては、新憲法の概要と新鉱業法施行の問題について取り上げてきました。エクアドルの新憲法は9月28日に行われた国民投票において64%の票で承認されました。

### 1. エクアドル新憲法(2008.10.12 掲載より抜粋)

Buen vivir/良き生き方

前文において「私たちが築いていくことを決意する」として、「良き生き方、sumak kawsay」が取り上げられています。これは vivir bien としてボリビアの新憲法案でも取り込まれている概念ですが、この前文では「良き生き方、sumak kawsay を達成するために、多様性と自然との調和に基づく市民の共存の新しい形を築き上げていく」ことが第一に掲げられています。

Buen vivir が訴えるのは、他の人や自然を省みず、それらを押しのけて「よりよい生活」を求めるのではない、調和に基づく自然そして人間の共存と考えられます。

第 275 条においても、開発はこの「良き生き方」の実現を保障するためと位置づけられ、「『良き生き方』は、人、コミュニティ、民族が、通文化性、多様性への尊重、自然との調和的共存に基づき、権利を享受し、責任を果たすことを必要とする」、と定められています。

「水・食糧・環境への権利」

・水への人権が本源的なものであり、放棄することはできない(第 12 条)

・食糧へのアクセスの権利、地域において、多様な文化的伝統に基づいて生産された食糧が望ましいこと(第 13 条)

・生態的に安定した、健全な環境の中で生きる権利を確認、環境保護、生態系、生物多様性、国の遺伝子資産総体の保全、環境破壊の予防、劣化した自然空間の回復は公益である。(第 14 条)

・クリーンな技術の利用と代替エネルギー利用促進、生物・化学・核兵器の開発・生産・流通・通過・保管など及び利用を禁止し、核廃棄物や有毒廃棄物の領土内への持ち込みを禁止、健康あるいは食糧主権、生態系に影響を及ぼす恐れのある遺伝子組み換え生物禁止。(第 15 条)

「自然の権利」

・生命が再生産され、実現される自然、パチャママは、総体としてその存在と維持そして再生を尊重される権利を有する(第 71 条)

・第 395 条から第 415 条にかけても「自然と環境」についての章がおかれ、ここでは環境に影

響のある国家の決定に先立つ協議、環境への損害への対応などが定められている。

「開発のための制度」

・開発のための制度については第 275 条から第 339 条にかけて定められており、第 275 条では「良き生き方」の実現を保障するためと定義され、第 276 条では公正・民主的・生産的・連帯・持続に基づく経済システムの構築が目的の一つとして打ち出されている。それは開発の利益と生産手段の平等な分配と尊厳のある安定的な雇用の創出に基づくものとされる。

「食糧主権」

第 281 条が食糧主権について定めています。全ての人及び民族に健康的かつ文化的に適切な食糧自給の達成を保障するため、食糧主権は国家の義務であり、戦略的な目標である。中小規模生産者の促進、輸入食料への依存を避けるための政策の適用、多角化、生態的な技術また有機の促進、農民に土地、水と言った生産資源へのアクセスを可能とする分配政策の促進、農業生物多様性の保全と回復の促進、公正で連帯的な食糧の分配と流通を可能にするシステムの創出。

### 2. 新鉱業法に対する抗議(ブログ記事からまとめ)

新憲法制定後、エクアドルでは、新鉱業法の制定に向けての審議が急ピッチで進められ、それに対する先住民族組織の抗議行動が 2008 年 11 月から 2009 年 1 月にかけて断続的に続きました。

コリア大統領は鉱業開発における国家管理を強化し、適切に管理した鉱業開発、「責任ある鉱業」による外貨収入を確保すべきと考え、新鉱業法制定を積極的に推し進めました。しかし先住民族組織などは、この法案に関して先住民族コミュニティへの協議が先んじて行われていないこと、また「新憲法に定められた水、健康、自然、そして食糧主権への権利を侵害すること」、「鉱業法案は民族の生存と国家の主権を脅かす一方で、多国籍資本を優遇するものであり、鉱業と国の開発のあり方について、国民的な対話を進めること」などを要求していました。

その後、法案は成立し、コリア大統領は鉱業開発に積極的な姿勢を崩してはいません。

この問題を契機に、鉱業開発に反対する環境 NGO や先住民族組織とコリア大統領の溝が深まっています。

## < 中南米におけるダム開発問題 >

行動センターのブログでは中南米におけるダム開発についていくつかお伝えしてきました。

### 1. アマゾンのマデイラ川に計画されていた巨大ダムに遂に建設許可 (2008/11/14)

現地からの報道によると、ブラジル政府はマデイラ川に計画されていたジラウ・ダムに対する建設許可を今週中にも行うとのことである。このダム建設については、既に今年5月に入札が行われていたが決定が遅れていたものである。このダムは 3300MW の発電量を見込む巨大ダムであり、既に入札が終わっているサン・アントニオ・ダムとともに、6450MW の発電を行う計画である。

しかしこのダム建設には数多くの問題が指摘されており、ブラジル国内また同じ水系の上流に位置するボリビアの環境団体や住民組織から強い反発を招いている。アマゾン流域では数多くの人たちが豊かな川の恵みで生活しているが、これらのダム建設が河川生態系に及ぼす影響は計り知れない。河川を長い距離に渡って回遊する魚種も多々いるのである。

またこのダムはまた発電用だけでなく、4000 キロを超える運送水路計画とも結びついている。この水路が整備されると、アマゾン地域に深く侵入しつつある大豆の搬出ルートとなることが想定されている。

### 2. ブラジル、マデイラ水系のダム開発問題 (2008/10/07)

「カニンデ民族・環境を守るためのアソシエーション: ASSOCIAÇÃO de DEFESA ETNOAMBIENTAL KANINDÉ」はラテンアメリカ水法廷において、南米地域インフラ統合イニシアティブ (IIRSA) の一環としてマデイラ水系に計画されているサン・アントニオ及びヒラウの水力発電計画がカリタナ、カリプナ、オロボム、カスパなどの先住民族への間接的な影響を適切に評価していないこと、地域住民の意思決定への参加が考慮されていないこと、広範な面積の水没、流域の漁民や農業への影響、先住民族の歴史的、文化的遺産への影響といった問題などを訴えた。この総発電量 6,494.4 メガワットが見込まれている二つのダムは、ブラジルの電力の8%を供給する計画であり、送電設備などを含めて 269 億ドルのコストが見込まれている。

### 3. チリ・パタゴニア (2008/10/07)

チリ南部のアイセン地方に計画されている巨大な水力発電ダム建設も大きな問題となっている。BBC の報道によるとパタゴニアに位置するこの地域は、豊かな自然環境を活かして、観光や農牧畜業、水産業を持続的な地域開発の柱に据えてきた。しかしここに32億ドルの投

資により、3つの貯水地を有する発電所を建設する計画が持ち上がっている。さらにはこの土地で発電した電力を 2000 キロ離れた首都まで送電するために、自然保護区を縦断する送電線の設置が計画されている。

この計画に対し、既に様々な社会組織が集まり「ダムのないチリ・パタゴニアを」というキャンペーンを展開している。運動家の一人はこの電力は、太陽光発電の無限のポテンシャルがある北部の鉱業開発に利用されるものであり、なぜここから電力を運ばなくてはいけないのか」と疑問を呈している。このキャンペーンのサイトでは、今回のパタゴニアにおけるダム開発問題を通じて、自然への敬意をもった新しい社会のあり方を探るべきであること、「チリ株式会社」を、より相互関係と連帯に基づく社会に変換すること、自給的な社会を目指すこと、分権化そして地域ごとの多様な経済のあり方を促進することなどを訴えている。

### 3. 「きれいな開発 (CDM)」の名で資金を探すダム建設が世界遺産を脅かす (2008/09/12)

パナマの環境 NGO である ACD (保全と開発のための連携) は、パナマで建設が進められつつある新しいダムは、CDM (温暖化対策のための京都議定書に基づく「クリーン開発メカニズム」) による資金を受けようとしているが、地域では環境破壊と人権侵害を引き起こしていると告発している。

米国の AES 社によって建設が進められつつある「チャン-75」ダムは、CDM に基づくクレジットを得るための申請を行っているが、環境破壊を引き起こすものである。(略) 「チャン-75」ダムは CDM が環境に対して破壊的なプロジェクトへの補助金として利用されている証拠である」とカーボン・トレード・ウォッチのオスカー・レイエスは述べている。「これは二つの重大な喪失の舞台である。他の地域の産業が環境を汚染し続けるためにパナマの民族そして環境が危機にさらされている。」(ACD 08/08/06)

4. < 知らなくていいのでしょうか > CDM については 2008 年 11 月 22 日に長めの報告を掲載しました。その記事のまとめの部分からの転載です。

市場メカニズムを利用することで、効率的に温暖化防止が実現できると安易に考えるのではなく、市場メカニズムを利用することで、問題は拡散し、私たちの目の届かないところまで広がり、結局のところは力の弱いところに歪みが押しつけられている危険性があります。市場メカニズムは誰にとっても平等に働くわけなどなく、例えば環境影響評価が甘いとか、補償額が安くていいとか、そういう「低コスト」な地域にプロジェクトが流れ込む危険があります。

その一方で、今、どこで、どんな形で排出権のクレジットが生み出されつつあるのか、それを把握するのは大変な作業です。一つ一つ、プロジェクトの説明書を英文で読まなければわかりません。しかしそのようなことを考えずに、国連機関がお墨付きを与えたのだから、何も問題ない、と考えるべきなのでしょうか。日本政府による「京都メカニズム情報プラットフォーム」というサイトもありますが、こちらは CDM 促進のための業界向けの情報提供にとどまっています。

しかし本来自ら解決すべき問題を押しつけている「製造者」としては、ちゃんと、どこでどのようにそのクレジットが生み出されてくるのか、知ることが必要なのではないでしょうか。私たちが CDM という仕組みに頼ることで、「世界のどこかにダム開発が押しつけられ、反発している住民がいる」という事実と、それに対する責任を同時に担っていくことも求められていると考える必要があります。CDM の温暖化対策としての有効性も含め、京都會議の議長国であった日本の責任は重い。

## < その他のテーマ >

### 1. チリにおけるサケ養殖の問題 >

チリのサケ養殖における抗生物質利用の問題、伝染性の病気の拡大などをいくつか紹介してきました。問題意識は次に書いたようなところですが、

< なぜかグローバルな動きの外にいるサケ養殖の問題 ( 2009/04/03 ) > このブログでも過去に何度か取り上げてきたテーマとしてチリにおけるサケ養殖の問題があります。日本ではどこのスーパーに行ってもチリ産のサーモンを使った塩鮭の切り身を見つける事ができる一方で、チリでは複数の NGO がサケ養殖の問題を取り上げたキャンペーンを行っているにもかかわらずそれが日本でほとんど紹介されていない、このギャップの中でわずかでもと思い、情報発信をしてきました。(チリのカテゴリー参照)

### 2. バイオ燃料・食糧・大豆

バイオ燃料や食糧・農業のカテゴリーでは次のようなニュースを紹介してきました。

- ・アルゼンチンの大豆生産で利用されている農薬グリフォサートによる健康被害の問題
- ・ペルーのクスコの地方政府によるバイオ・パイラシーに対抗する条例制定
- ・大豆生産に追われるアルゼンチンのウィチ民族
- ・ジャトロファ振興の問題(ミンダナオ島、ビルマ)
- ・RSPO(持続可能なパーム・オイルのためのラウンド・テーブル) への疑念

## < 最新の記事目次 >

ペルー・アマゾン地域で続く先住民族の抗議行動  
ホンジュラス:ガリフナ民族の食糧と協議への権利  
カナダの先住民族がエクアドルで鉱業振興?  
アルゼンチンにおける農薬被害について:続報&コスタリカ  
バイオ燃料関連 資料等の紹介  
パナマ:ナソ民族の権利の尊重を求めるインターネット署名  
コロンビアにおける土地からの排除と国内難民化  
コロンビアの状況について(リンク紹介など)  
パナマ:ナソ民族が土地から排除される  
中南米の先住民族の状況について - サイト紹介  
なぜかグローバルな動きの外にいるサケ養殖の問題  
コロンビア:気候正義とローカルなオータナティブの再評価を訴える  
高知県梶原町での小水力セミナー報告  
グアテマラ:先住民族の権利法制定への取り組み  
グアテマラ:鉱業法に関する議論 鉱山による健康被害  
グアテマラ:内戦が終わったにもかかわらず、いまだ「戦争中」なのがエクアドルの環境団体に対して政府の圧力  
グアテマラで大規模開発の背後に潜む殺人グループ  
グアテマラの悪化する治安状況を前に、再び広がりつつある軍の影

開発と権利のための行動センターではメーリングリストも設置しており、上記のようなブログ掲載記事の他、中南米他の情報をメールにて受け取ることができます。  
詳細はブログ <http://cade.cocolog-nifty.com/ao/> 左のリンク  
もしくは次のサイトから確認ください <http://groups.yahoo.co.jp/group/grupo-cade/>

## < 寄付金・会費の振込先 >

郵便振替口座:00230 - 5 - 131472 口座名:開発と権利のための行動センター

ゆうちょ銀行 029店 預金種目 当座 口座番号 0131472

受取人:開発と権利のための行動センター(カイハツケンリノタメノコウドウセンター)  
(会費・寄付金等の用途を明記ください)

< 会員制度のご案内 >

正会員(会の理念、活動に賛同し、活動を担う会員) 年会費 3000 円

賛助会費(会の理念、活動に賛同し、会の活動を賛助する) 年間一口 3000 円

メール会員(この会の目的と活動に関心を有する個人) 年会費 任意